

【別紙 6】

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則

平成 26 年 月 日
規則第 号

(目的)

第 1 条 この規則は、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 10 号 以下「条例」という。）に規定する世田谷区の行政財産又は普通財産の貸付料（以下「貸付料」という。）の算出並びに無償又は時価より低い貸付料（以下「無償貸付等」という。）の取り扱いについて基準を定め、運用の公正を期することを目的とする。

(貸付料の無償貸付等)

第 2 条 条例第 4 条に規定する無償貸付等の割合は別表の範囲内で区長が定める。

(準用)

第 3 条 貸付財産の減価要因及び工作物を設置させる場合の貸付料については、世田谷区行政財産使用料条例施行規則（平成 26 年 3 月世田谷区規則第 号）第 2 条及び第 4 条を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による無償又は時価よりも低い貸付料は、本施行日以後の貸付契約締結にかかる貸付料について適用し、それ以前に貸付契約を締結して行政財産又は普通財産を借り受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。